

環境影響評価審査会 総会 会議録

- 1 日 時 : 令和2年11月30日(月) 14時00分～16時00分
- 2 場 所 : 生田文化会館 大ホール
- 3 議 題 : (1) 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について
(2) 事後監視調査結果報告書について
- 4 出席委員 : 服部委員(会長)、山下委員(副会長)、遠藤委員、沖村委員、小谷委員、上甫木委員、川井委員、近藤委員、澤木委員、島委員、住友委員、中畠委員、中野委員、西田委員、西村委員、藤川委員、益田委員、三橋委員
- 5 兵庫県 : 環境管理局长、環境影響評価室長、審査情報班長他班員2名
自然環境課、東播磨県民局環境課
- 6 配付資料 :
 - 資料1 : 「環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模の見直し案」に関するパブリック・コメント手続の県民意見の概要
 - 資料2 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について(答申案)
 - 資料3 : 令和元年度東播磨南北道路事後監視調査結果報告(説明資料)
 - 資料4 : 令和元年度事後監視調査結果報告書(東播磨南北道路)
 - 参考資料1 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模について(諮問)
 - 参考資料2 : 環境影響評価対象事業(最終処分場)の規模の見直しについて
 - 参考資料3 : 補足説明資料
 - 参考資料4 : 環境影響評価に関する条例施行規則(別表第1～第3)
 - 参考資料5 : 阪神間都市計画道路1.5.8号名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書の審査について(答申)

7 議事概要 :

<事務局から、議題(1)について資料1、資料2により説明。>

[質疑]

(委員)

経過措置について、「見直しにより対象事業となる計画中の事業については、計画進捗の状況に応じた経過措置を設ける必要がある」という文言があったが、パブリック・コメント手続の県民意見の概要の中に、最高裁の判決が参考になると書いてあり、「手

続が進行中である場合には、環境影響評価を課すことが特に必要かつ適切であることの立証が必要である」と書いてある。

「計画進捗に応じた経過措置を設ける必要がある」というのがとても微妙なところだと思う。パブリック・コメントの意見としても、手続に入っている計画途中の事業の扱いに関して厳しい意見がある。

環境影響評価手続を課す必要性があるから改正をする、計画途中の事業者については個々に説明する、ということになるのでしょうか。

(事務局)

パブリック・コメントは、答申を形成するために募集したのではなく、条例規則改正にあたり、経過措置などを検討するうえで、どんな意見があるかを把握するために行ったものです。委員がおっしゃるように、規則改正について賛否両論の様々な意見がありますので、答申案に経過措置に関して記載しています。

また、手続に関して、パブリック・コメント意見が多く寄せられています。パブリック・コメントの中で「手続」とあるのは、アセス条例の手続のことではなく、廃棄物処理施設の設置に関する手続のことです。最終的には廃棄物処理法の設置許可手続があり、設置許可申請の前に、地元住民の懸念を払しょくし紛争予防することが必要なことから、紛争予防条例の手続があります。さらにその前段として、紛争予防条例の対象になるかの判断を含めて事前手続を行っています。

最終処分場は大規模な事業なので、事前手続から入ってかなり長い手続期間がかかります。パブリック・コメントのご意見には、「紛争予防条例の事前手続に入っている」ということが書かれています。意見で書かれている事業計画が定まっているというのは、紛争予防条例の前に行われる事前手続の中でのことです。

(委員)

通常、パブリック・コメントについて、県の考え方や意見は記載しないのですか。

(事務局)

県の考え方については、規則改正の際、パブリック・コメント手続の結果として県ホームページ上で公開することになっています。その際には、意見の内容ごとに整理する予定です。

(委員)

かかっている意見がシビアで、事業者にとっては経営にかかわるという意見が書かれています。できれば、県の考え方を先に確認できればと思ったのですが。

(副会長)

計画進捗の状況に応じた経過措置としてどのような内容を検討しているのかを、率直に聞きたいというのも、委員のご質問かと思う。そこはいかがか。

(事務局)

配慮書手続は、計画策定段階で施設の規模、能力、配置等の複数案があり、それぞれでどのような環境影響があるのかを示すものです。概要書の段階では、事業場所や計画が決定したうえで、どのような調査予測を行うかが示されます。その後、現地の調査・予測・評価を行い、その結果と環境保全措置を準備書としてまとめることとなります。

これらを踏まえると、紛争予防条例の事前手続では、地元と調整しある程度計画が固めていくということもありますので、配慮書段階と似通っているかと考えられます。概要書段階では事業場所が決定しているため、紛争予防条例の手続と同様の段階と想定されます。ただ、事業によってどの段階で施設の場所などが固まるのかは様々です。最終処分場の場合は、事前手続の段階で埋立区域や容量等をほぼ決めていることも多く、住民に説明し始めている段階では事業者としては計画をほぼ決めているケースもあると考えています。

一方で、廃棄物処理法では、いわゆる公害項目について調査を行い、結果を許可申請書に添付する義務がありますので、計画が固まった時点で事業者はある程度調査に着手していますが、一般的に自然環境についての調査はされていません。つまり、単に事業計画が進んでいるからと言って、準備書の段階に相当しているかという点、一概にそうではないと考えます。よって、事業計画や調査内容等についてしっかり確認したうえで、アセス手続に入っていただく必要があると考えております。

(委員)

そういうことではなく、パブリックコメントに対する県の考え方を示す前に、答申案が示されていることについて、どうなのかなということについては、どう考えられますか。

(事務局)

委員がおっしゃるように、県の見解をお示しできればと思いますが、現状、様々な検討をしている最中ですので、お示しできておりません。

(会長)

経過措置自体も、まだ確定していないということでしょうか。

(事務局)

方針としては先ほど申し上げたことを考えております。しかし、書き方や表現上の問題などが調整中ということです。

(副会長)

経過措置の詳細がわかりませんが、県として、どの段階が廃棄物処理施設の手続着手か、という判断があると思う。事前手続に入った段階なのか、紛争予防条例の手続に入った段階なのか。手続に着手したものに対して、後出しでアセス手続を課すことはフェアでないと思う。アセス途中段階からやらせるという極めて変則的な対応でもある。もう一つ納得できないというのが個人的意見である。

(会長)

紛争予防条例の進んでいる事例について、環境影響評価条例は対象外ということで進んできている状態で、経過措置がこれでよいか気になるがいかかがか。

(事務局)

手続の進み方については、事業者と県とで認識の違いがあると考えている。事業者側は手続がかなり進んでいると認識しているようだが、県は他の事例も踏まえて考えると手続のスタート段階であると考えている。このギャップが、パブリック・コメントでの意見と県の考え方の違いになっていると思う。

(副会長)

事業者としては、環境アセス手続がかからないということを前提に作業を進めている。県としては、どの段階から設置手続に着手したと判断となるのか、県が設置手続に着手したと判断するならそのまま進めてあげるのが筋だと思う。今の説明では、県としては、まだ施設設置の手続に着手していないということかと思う。

(事務局)

地元と意見交換をしている段階と考えている。

(副会長)

県として、設置手続に取りかかっていないと考えるのであれば、アセスの手続も途中ではなく、最初からやらせるべきと思う。

(会長)

経過措置以外の意見はありますか。

(委員)

本来のアセス制度をカバーできない可能性があるので、方法書から実施する、出来れば配慮書から実施する、配慮書と方法書を一度にまとめて手続をして両方を変則的に実施することが条例上可能なのか、検討する必要があると思う。アセス条例に追加する意義は、紛争予防条例では生活環境調査だけを対象としており自然環境や景観などの項目が抜けているということで、特別地域を対象に自然環境保全を担保していこうということである。準備書からの手続だと、自然環境の調査方法を専門家がチェックしないままアセス書が出される。方法の確認が不十分な状況で、アセス手続後に森林法の伐採解除などをする際に、審査会でのアセス審議自体に責任を持てるのかということに関わってくるので、やるならば条例に基づいて配慮書、方法書からしてもらう方がいいと思う。それが出来ないということであれば、経過措置にかかるような事案には別のルールを適用して、審査会とは別の第三者委員会の確認を求めるなど、条例とは別の対応をするなどの方法を考えたほうがよいと思う。この場合、事業者との合意がいると思うが。

10ha という規模の説明については、もう少し自然環境面からの合理性というか、自然環境面での 10ha という意義について、理由があれば教えてほしい。

(事務局)

1 点目の配慮書、方法書からの手続ということに関して、経過措置の定め方に関しては詳細を検討しているところであるが、準備書から手続を開始するとしても、その調査方法はアセス条例の環境影響評価指針に基づいて実施することとする。仮に、その調査方法が不適切であれば準備書の県知事意見として、事業者に対して補足調査などを求めることになる。事業者としても手戻りは避けたいと考えることから、事前に県と相談しながら調査を実施すると考えている。

2 点目の 10ha の説明については、前回の総会でも科学的な根拠という意見をいただいております、色々と調べた。10ha 以上の開発が自然環境に影響があるという点について、最終処分場の立地場所により異なり、10ha 以上の自然のまとまりがなくなれば影響が大きいという科学的な根拠は見つけれられていない。先ほどご説明のとおり、県内の地形などにあわせ、これまでに立地する施設の規模などを参考に 10ha としている。

(委員)

資料 2 について、処理と処分を混同していないか。表現を確認して改めて欲しい。また、規模という言葉があるが、事業面積なのか、埋立地面積なのか。

産業廃棄物最終処分場の構造上の要件が国で定まっているが、県の要件はそれより厳しくしているのか。たしかに、国の要件には、自然環境の項目はない。場合によっては、県の技術上の要件に自然環境の要件を取り入れることで、経過措置を設けなくても、対応が図られるという可能性もあるのではないか。

(事務局)

処理と処分の文言については、確認したい。

大手事業者であれば中間処理と最終処分を併設していることもあるが、ここの規模は、中間処理を除いた最終処分のみでの規模で考えている。許可証の埋立処分面積だけでなく、必要な施設の面積を含めた面積として考えている。

県の最終処分場の基準は、国の基準と同じであり、県独自のものは無い。

(委員)

資料の文言で、年月をかけて雨水等により埋立廃棄物の安定化を図ると書かれているが、どういう意味か。

(事務局)

最終処分場は、埋め立てする廃棄物により、危険なものはコンクリート構造物に封じ込める遮断型や、市町の処分場のような遮水シート上に埋め立てる管理型、コンクリートがらやプラスチック類など腐らない安定品目を埋め立てる安定型がある。埋め立てる性質に合わせて、廃棄物や有害物などが拡散流出しないよう管理して埋め立てることになっている。

かつては、腐敗物も管理型処分場に埋められることが多く、雨水などにより生物分解

がされ、有機物が無機化され安定化し、その浸出水は水処理して放流するというのが、古くからの最終処分場の仕組みとなっている。

(委員)

説明を聞いて理解できた。説明を聞けば適切な表現なのかもしれないが、遮水しなければならないものが雨水で安定化というところは、分かりにくい。有害物が拡散流出しないように保管する施設と書くのが正確で誤解されない表現と思うので、修文をしたほうがよい。

(会長)

対象規模の見直しに関しての意見はありますか。

(委員)

広さの視点に関しては、土地ごとに影響がある面積は異なると思うので、ひとくくりに面積を決めるのは難しいと思う。地域ごとに配慮をするという話がよいのかとも思う。適用する方法については、後出しで適用することがないように考えた方がよいと思う。

(副会長)

対象規模を 10ha とする根拠がむずかしいというのは理解できた。県として言うべきことは、現行の 15ha では十分でない、対象規模を引き下げの必要があるという点の説明が一番大事である。この点が納得してもらえるように説明していれば十分だと思う。

(事務局)

これまでにアセス条例規模の対象となる事業がなかったということ、一方で、住民の不安や懸念は依然としてあり、また山地の自然環境への影響もあるということが理由の 1 つである。規模設定に関しては、これまでの規模の整理し、どこまで下げていくのかを検討するなかで、下げれば下げるほどたくさんの事業を対象とできるが、施策としてどの程度を対象としていくかを考えた結果である。小規模な事業を対象とする場合、地元に着した小規模な最終処分場が整備されなくなる恐れがある。運搬距離が短い、すなわち処理コストの安い最終処分場があることは、不法投棄の防止という観点では重要とも考えられ、こういった点も考慮しておく必要がある。

(会長)

アセス条例の対象規模については、この前審議した太陽光発電の 5ha は科学的な根拠はないが、行政施策的な整理でこの数字が出てきたと理解している。ここで面積規模を決めないで答申をしても、再び面積規模に関して審議しなければならない。経過措置の検討は必要だが、これまで 15ha のものが 10ha になるという点は一歩前進であり、一歩前進させたほうがよいと思うがいかがでしょうか。

(副会長)

引き下げることは必要であり、どこまで引き下げるかについては総合的に判断して 10ha が妥当ということで、結構と思う。

(委員)

今の意見で賛成です。

(会長)

特別地域対象事業に追加して、規模は10haということで大きな方向性としてはよいでしょうか。文章の用語などに関しては、個別に相談して修正していくということでもよろしいでしょうか。

(会長)

ありがとうございます。

<事業者から、議題（2）について資料3により説明。>

(委員)

セトウチサンショウウオについて、昔はいたけど、今はなくなったということか。

(事業者)

今までは成体を確認できていたが、今年度は卵囊塊だけでした。確認されていた場所は、工事現場から離れております。また、溜池周辺に関しては他の圃場整備工事の直前で水田に水がない状態であったため、成体を確認されなかったと考えている。

(委員)

幼生や卵囊は、溜池北側の圃場で確認されたということか。

(事業者)

アセス調査時に確認がされていた。

(委員)

平成31年以降は確認されていないということか。

(事業者)

溜池に関してはそうである。

(委員)

そうすると、道路事業の終了後、セトウチサンショウウオは確認されなくなった。ただし原因は圃場整備等の複数の要因が考えられるという理解でよいか。

(事業者)

圃場整備については昨年度から実施されているので、これまでセトウチサンショウウオが確認されていない理由には当たらないと思う。ただ、周辺は平成7～8年と比べると、水田の利用がかなり減っており、工事の影響ではなく、土地利用の変化によって確認されなくなったと考えている。

(委員)

水田の利用が減っているとはどういう状態か。

(事業者)

耕作されていないとか畑に変わっているとかである。

(委員)

複数の文献で、耕作されていない場合の方が個体数が増えるという報告もある。今の説明では理由にならない。この工事では、橋脚を掘って、地盤改良するので、地下水位が下がることは避けられないと思うので、ここで湿地的な環境がなくなり、全面的に水生昆虫など一般でも同じ傾向がでているので、結果の最後に工事中の環境監視目標を満足していると書いていることが正しい表現と私は思えない。地下水位の低下によって影響がある種があるけれども、一時的に減っているだけかもしれないので、引き続き監視を続けるというのが正しい理解と思う。それ以外の指標となるような水生生物、陸貝とかも合わせて生態系という観点から湿地環境・水田の希少生物、特に水際にすむ生物について、総合的に評価してまとめないと監視目標を満足しているか判断できないと思う。

(委員)

ナゴヤダルマガエルに関して、この資料から減ったのかなど傾向が分からない。真ん中のゾーンはスロープを付けて移動できるようにしてどうなったのか。説明いただきたい。

(事業者)

今年度の調査では増えている。これは調査のタイミングが影響していると考えており、引き続き今後も調査して確認していきたい。過去との比較は整理していきたい。

(委員)

かつていたところは●、今もいるところは◎などで整理してみればよい。工事による地下水位の低下で絶滅したのであれば、以後に湿地的な環境を作る方法はいくらでもある。目標の設定の仕方を整理しないといけないのと、工事が原因となる影響がないと書いているがこれを断定できる材料はないと思う。

(会長)

センリョウの移植が成功したということで、これは非常に良いことである。継続して確認していただきたい。

セトウチサンショウウオなどに関して、まとめ方に問題があるところは、専門家に相談するなど修正していただきたい。

このような形で事後調査をしっかりとしていただくことは重要なことなので、継続してお願いしたい。

以上